

島根県立大学総合政策学会会則

(名 称)

第1条 本会は、島根県立大学総合政策学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、島根県立大学総合政策学部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、総合政策学に関わる研究、発表及びその他本学設立の趣旨にかなう幅広い分野に関する研究活動並びに内外の学者、研究者等を招待した研修とその報告活動を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他の印刷物の刊行
- (2) 研究会及び講演会等の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要と認める事業

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員
 - ① 島根県立大学浜田キャンパスの常勤の教員で入会を希望する者
 - ② その他、理事会で入会を認める者
- (2) 購読会員
島根県立大学総合政策学部、大学院北東アジア開発研究科の学生で理事会が入会を承認する者
- (3) 賛助会員
本会の趣旨に賛同して入会を希望する者

(退 会)

第5条の2 次の各号に該当する場合に、会員は本会を退会したものとする。

- (1) 前条(1)①に該当する会員が、常勤教員の地位を喪失した場合
- (2) 前条(2)に該当する会員が、学生の地位を喪失した場合
- (3) 会員が、理事会に退会を届出した場合
- (4) 会費の滞納により、理事会が退会を相当と認めた場合
- (5) 本会の品位を汚す等の事由により、理事会が退会をやむをえないと認めた場合

(会 費)

第6条 会員は、総会が定めた附則に掲げる会費を納入する。

- 2 納入された会費は、返戻しない。但し、特別の事情があると理事長が認めた場合は、会費の全額又は一部を返戻することができる。

(学会誌配付)

第7条 会員には学会誌を配付する。

(役 員)

第8条 本会には、次に掲げる役員をおく。

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 常務理事 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(理事長)

第9条 理事長は、島根県立大学学長が指名するものとする。常務理事、理事及び監事は、理事長の提案により総会が選任する。

(任期)

第10条 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、総務、研究会、講演会、会計及びその他の会務を執行する。

4 監事は、会計監査を行う。

(総会)

第12条 総会は普通会員をもって構成する。

2 総会は理事長が招集し、本会の運営に関する重要事項を議決する。

3 理事長は、必要があると認めるときに臨時総会を招集することができる。

4 総会の議長は、理事長が務める。

5 総会は、普通会員の半数以上の出席がなければ、議決することができない。

6 総会の、可否同数の時は、理事長の決するところによる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第15条 本会則の改正は、総会の議を経て理事長がこれを行う。

(運営)

第16条 本会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って決定する。

附 則

1 本会則は、2000（平成12）年7月19日から施行する。

2 普通会員の年会費は、2,000円とし、第5条(2)及び(3)に該当する者の会費については、別途定める。

3 初年度の役員の任期は、第10条にかかわらず、2002（平成14）年3月31日までとする。

4 最初の事業年度の始期は、第14条にかかわらず、本会設立の日とする。

本会則は、2005年（平成17）年4月1日から改訂施行する。

本会則は、2007年（平成19）年4月1日から改訂施行する。

本会則は、2009年（平成21）年4月1日から改訂施行する。

本会則は、2011年（平成23）年4月1日から改訂施行する。

本会則は、2018年（平成30）年4月1日から改訂施行する。

本会則は、2019年（平成31）年4月1日から改訂施行する。

別紙

島根県立大学総合政策学会会則
第5条(2)、(3)関係

購読会員の年会費 1,000円 (購読会員の年会費は入学時に在年数分一括納付)
賛助会員の年会費 1,000円